



今年の夏も非常に暑かったです。8月中旬までで3万3千人の方が熱中症により救急搬送されたそうです。8月下旬から急に気温が下がり、涼しく感じる日も増えましたが、まだまだ熱中症には注意が必要です。特に、涼しい日が続いた後に、再び最高気温が30度を超えるような日は熱中症で救急搬送される方が増えるそうなので要注意です。何をするにも「体が資本」です。季節の変わり目でもあるので、健康管理には十分注意しましょう！

## ちょっとした疑問を解決！ 総務・経理 Q&A

### ＜社員旅行へ行きました。費用は福利厚生費で処理して大丈夫ですか？＞

福利厚生費として取り扱われるためには以下の条件を満たす必要があります。

- ① 旅行の期間が**4泊5日以内**であること。海外旅行の場合には、外国での滞在日数が4泊5日以内であること。
- ② **従業員全員を対象**とし、旅行に**参加した人数が全体の人数の半分以上**であること。  
工場や支店ごとに行う旅行は、それぞれの職場ごとの人数の半分以上が参加することが必要。
- ③ 自己都合による不参加者に金銭を支給しないこと。



自己都合による不参加者に、金銭を支給した場合、**旅行不参加者だけでなく、参加者も含めた全員に、不参加者に支給された金銭相当分の給与課税がかかり**(所基通36-50)、会社の業務上の都合による不参加者に金銭を支給した場合は、**旅行不参加者に、支給された金銭相当分の給与課税がかかる**ため注意が必要です。

なお、「役員だけで行う旅行」や「取引先に対する接待、供応、慰安等のための旅行」については、給与、交際費などとして適切に処理する必要があります。

### ＜役員や従業員が出張する際に日当を支払いたいのですが、経費にできますか？＞

日当は**交通費、宿泊費など**とは別に、1日当たりXX円（定額）ということで支給されます。これは、出張に行った個人が、もし出張がなければ支出せずに済んだ個人的諸経費（たとえば、外食による食事代など）を会社が負担するものです。会社の会計上は、**旅費交通費**という経費になり、支給された個人の方では**所得税（および住民税）**はかかるない、つまり**非課税**になります。社会通念上**妥当な金額を超えて支給**される日当は、**給与として課税**されますので注意が必要です。日当を支給する場合は、税務上問題とならないように「旅費規程」を整備しておく必要があります。

### ＜災害に備え、会社で非常用食料品を購入し備蓄することにしました。消耗品で処理して大丈夫？＞

食料品は、繰り返し使用するものではなく、**消耗品としての特性**をもつものです。また、その効果が長期間に及ぶものであるとしても、食料品は、**減価償却資産又は繰延資産に含まれません**。仮に当該食品が棚卸資産の範囲に掲げる「消耗品で貯蔵中のもの」であるとしても、災害時用の非常食は、**備蓄することをもって事業の用に供した**と認められます。以上を理由として、備蓄時に事業供用があったものとして、**その時の損金の額（消耗品費）**に算入できます。



### ＜休職中の社員の社会保険料も払わないといけないのですか？＞

休職中であっても社会保険料は発生します。（本人負担分も事業主負担分も。）

休職中にも、本人負担分について、本人から振込み等もらうのか、復帰後にまとめて請求するのかなど、事前に説明しておきましょう。

### ＜会社に届けている通勤経路とは異なる経路での通勤中に、事故に遭った従業員がいます。この場合は労災給付の対象になるのでしょうか？＞

事前に会社に届けている通勤経路とは異なる経路で通勤していた場合に起きた通勤災害も、**労災給付の対象となります**。労災法上の通勤は合理的な経路、方法であればよく、会社に届け出でない方法であっても適用されます。

極端な例を挙げると、マイカー通勤を禁止しているのに車で通勤し、途中で事故をした場合でも労災補償が受けられるのです。ちなみに、労災保険料の算定には通勤災害の発生状況は全く関係せず一律です。**通勤災害は事業主の管理下でないこと**から、**保険料の増減はありません**。



# 知つとこ!「税務のマメ知識」

## 子ども版NISA創設へ

今年1月からはじまった少額投資非課税制度(NISA)を利用して、実際に株式や投資信託等を購入した投資家が半年で105万人にのぼったそうです。

政府は、さらに、投資にあまりなじみのない親世代の投資促進を狙い「子ども版NISA」を2016年に創設する方針を打ち出しています。

「子ども版NISA」は現行の大人版とは

異なり80万円を投資上限とし、祖父母や両親が孫や子供の名義で投資すれば、子供が受け取る配当や将来の売却益を

非課税にする制度で、利用対象者は

0歳～18歳となる見通しです。

この制度は、引き出し時に制限をかけるのが特徴となっており、災害や両親の不慮の事故等を除いては、18歳までは原則として非課税では引き出せないようにする方針とのことです。

ここで気になる点として、贈与税の非課税枠との関係があります。生前贈与は1人あたり年間110万円を超えると税金がかかりますが、NISAも生前贈与の対象になると考えられており、この制約を受けることになります。つまり、NISAで80万円投資し、他にも30万円を超える贈与をしていた場合には贈与税がかかることになります。

通常のNISAに関しても拡大策が検討されており、子供版創設など制度拡充の時期は遅くとも2016年1月を目指しているそうです。

今後のニュースに注目し、上手く活用したいものです。



# 今月のいろいろ「掲示板」

## \*厚生年金保険料の料率変更

平成26年9月（同年10月納付分）から、厚生年金保険料の料率が0.354%引き上げられます。

保険料率を変更するタイミングは、社会保険料の徴収時期によって異なります。

### ◆(当月徴収)の場合

…9月分保険料を「9月度給与」で徴収

### ◆(翌月徴収)の場合

…9月分保険料を「10月度給与」で徴収

### ◆(翌々月徴収)の場合

…9月分保険料を「11月度給与」で徴収

給与計算の際には変更漏れがないように注意しましょう。



## \*スタッフブログ\*

弊所ホームページにて、事務所スタッフによるブログを公開しております。税務にまつわる話や日常のできごとなどを掲載しておりますので、ぜひお気軽にご覧ください。<http://ameblo.jp/yaraichotax/>

## 今月のあなたの運勢

### ✿血液型編✿

A型	B型	O型	AB型
気の緩みが元でミスを犯しそうな気配です。特に配慮に欠けた言葉で人を傷付けないよう細心の注意を払って！	迷いがあるとせっかくの運を逃がします。何が大切かをよく考えて決断を！ストレスからの暴飲暴食に要注意。	交際運が活発なため大勢と関わることが吉運の向上に。社交性を生かして人脈を広げる努力を心掛けましょう！	それまで努力してきた事に発展の兆しがうかがえます。計画的に事を運べば万事が上手く流れに乗れそうです！



## 優経税理士法人

~(経済産業省認定) 経営革新等支援機関です。~

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

E-mail: [ukz@uk-g.co.jp](mailto:ukz@uk-g.co.jp) <http://www.uk-g.co.jp>



いつでもお気軽に  
お問い合わせください。  
スタッフ一同、心より  
お待ちしております。